

意見書

令和2年 12月 8日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部料金サービス課御中

郵便番号 151-0053

住所 とうきょうとしぶやくよぎ 東京都渋谷区代々木1-36-1 オダカビル 6F

氏名 いっばんしゃだんほうじんにほん 一般社団法人日本インターネットプロバイダー きょうかい 協会

かいちょう あいたよしひろ
会長 会田容弘

連絡担当者氏名：木村 孝

電話番号 03-5304-7511

電子メールアドレス info@jaipa.or.jp

「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」改定案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

該当箇所	意見
<p>II 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為</p> <p>第3 電気通信役務の提供に関連する分野</p> <p>3 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為</p> <p>(1) 電気通信役務の料金その他の提供条件の設定等に係る行為</p> <p>イ 電気通信事業法上問題となる行為</p> <p>(ウ) f</p>	<p>【総務省案】</p> <p>⑭固定ブロードバンドサービス（注47）の利用の開始に当たって必要となる工事費の分割支払いについて、期間拘束契約の期間を超える分割支払い回数しか提供しないこと。</p> <p>その他の提供条件によらず、料金その他の提供条件についての別段の合意に基づき法人に対して提供される電気通信役務を除く。</p> <p>⑮ 固定ブロードバンドサービスの利用の開始に当たって必要となる工事費について、一括支払いや短期の分割支払いと比べ、長期の分割支払いの場合において、その割引やキャッシュバックの額を有利とすること。</p> <p>⑯ 固定ブロードバンドサービス契約において、違約金が不要で解約できる期間（以下「無料解約期間」という。）を3か月未満とすること。</p> <p>【意見】</p> <p>原案に賛同します。なお、実施にあたってはシステム改修及び既存のカタログ、パンフレット等印刷物の差し替え作業等、諸準備に要する期間についてご配慮いただくことを要望します。</p> <p>また、⑭、⑮につきましては、すでに契約している会員の分割払いの期間、回数などの条件を変えることは難しいばかりではなく、1月あたりの支払額が増えるなど利用者にとって不利益変更ともなることから、本指針適用開始後の新規契約会員を対象とすることを本指針に明記する、又はその旨を総務省から周知する等の対応をしていただければと思います。</p>